



島根県報

平成26年4月4日（金）

号外第69号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定によりしまね海外販路開拓支援補助金の交付の対象等を定める告示	（しまねブランド推進課）	2
補助金等交付規則第3条の規定により島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を定める告示	（企業立地課）	2
補助金等交付規則第3条の規定により島根県ソフト産業家賃等補助金の交付の対象等を定める告示	（ 〃 ）	6
補助金等交付規則第3条の規定により島根県ソフト系IT産業航空運賃補助金の交付の対象等を定める告示	（ 〃 ）	7
補助金等交付規則第3条の規定により島根県企業立地企業生産拠点化支援補助金の交付の対象等を定める告示	（ 〃 ）	8
補助金等交付規則第3条の規定により島根県ソフト系IT産業人材確保・育成支援補助金の交付の対象等を定める告示	（ 〃 ）	9
補助金等交付規則第3条の規定により江の川工業用水道料金補助金の交付の対象等を定める告示	（ 〃 ）	10

告 示

島根県告示第230号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、しまね海外販路開拓支援補助金の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定によりしまね輸出促進支援補助金の交付の対象等を定める告示（平成25年島根県告示第261号）は、廃止する。

平成26年 4 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

しまね海外販路開拓支援補助金

2 交付の目的

自立的に海外市場での取引拡大に取り組む県内事業者等に対して補助を行うことにより、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

3 交付の対象となる事業、事業者、経費並びに交付の率及び限度額

交付の対象となる事業	事業者	経 費	交付の率及び限度額
(1) 商談会、展示会、物産展等への参加	自立的に海外販路開拓活動に取り組む県内事業者（県内に主たる事業所を有する事業者（個人事業者を含む。）をいう。以下同じ。）又は複数の県内事業者で構成される任意のグループであって	旅費、謝金、賃金、役務費、委託費、印刷製本費、広告宣伝費、消耗品費、会場費、会議費、輸送費、通信費、リース料その他知事が特別に必要と認める経費	交付の対象となる経費の2分の1以内の額又は100万円のいずれか低い額（交付の対象となる経費に展示用機械工作物の輸送費又は会場費（以下「輸送費等」という。）を含む場合は、交付の対象となる経費（輸送費等を除く。）の2分の1以内の額又は100万円のいずれか低い額に、輸送費等の2分の1以内の額又は400万円のいずれか低い額を加えた額）
(2) テスト輸出 (3) 販売促進活動 (4) 輸出向け商品の開発 (5) 海外ビジネス人材の育成 (6) その他海外展開や販路拡大に係る事業活動	知事が適当と認めるもの		交付の対象となる経費の2分の1以内の額又は100万円のいずれか低い額
(7) セミナー、勉強会、商談会、展示会、物産展等の主催	県内市町村その他知事が適当と認める企業、団体等		交付の対象となる経費の2分の1以内の額又は150万円のいずれか低い額

備考1 同一でない事業を複数行う場合の補助額は、各々の補助限度額を超えない範囲内において、合計550万円以内とする。

2 同一の事業について他の補助金等を受けている者は、対象事業者から除外する。

3 同一の事業者がこの補助金を利用できる回数は、通算2回（同一年度に1回）を限度とする。

島根県告示第231号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を定める告示（平成25年島根県告示第207号。以下「旧告示」という。）は、廃止する。

平成26年 4 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県企業立地促進助成金（以下「助成金」という。）

2 交付の目的

企業が県内に立地する際の経費に対して助成を行い、本県の産業の高度化及び雇用機会の増大を図り、もって広く定住の促進に寄与することを目的とする。

3 交付の対象となる者

島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定による計画の認定を受けた企業（以下「認定企業」という。）であって、次に掲げる場合に依りて次に定める要件を備えたもの

(1) 島根県企業立地促進条例施行規則（平成4年島根県規則第43号。以下「規則」という。）第3条第1号に掲げる場合 増加固定資本額（規則第3条第1号ア又は第1号の2アに規定する投下固定資本のうち、認定企業が助成対象期間（規則第5条第1項に規定する申請書（以下「申請書」という。）が受理された日から助成金の交付を申請する日までの期間をいう。以下同じ。）に新たに取得した投下固定資本（当該認定企業が同企業に全額出資している企業（主たる事務所が県外にあるものに限る。）の投下固定資本を借用する場合又は認定企業が法人税法（昭和40年法律第34号）第64条の2に規定するリース取引を行い、かつ、売買取引に準ずる会計処理を行った場合若しくは認定企業（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社並びに会計監査人を設置する会社及びその子会社を除く。）が賃貸借取引に準ずる会計処理を行った場合にあっては、当該投下固定資本を含む。以下同じ。）に係る経費の総額をいう。以下同じ。）が1億円以上であって、増加常用従業員（申請書が受理された日その他の知事が別に定める時点に比べ、認定企業又は認定企業が資本金の全額を出資する企業（以下「全額出資企業」という。）が助成対象期間に当該認定企業の立地に伴い増加させた雇用期間の定めのない従業員（規則第3条第2号に掲げる場合にあっては、雇用期間の定めがある者で実質的に雇用期間の定めのない従業員に準ずると認められるもの（以下「契約社員」という。）を含む。）をいう。以下同じ。）及び高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第1項第2号の継続雇用制度により雇用される従業員（同条第2項の規定により導入されたときみなされる継続雇用制度により雇用される従業員を含む。）で知事が認めるものの数（以下「増加常用従業員数」という。）が10人以上であること。

(2) 規則第3条第1号の2に掲げる場合 増加固定資本額が5,000万円以上であって、増加常用従業員数が5人以上であること（増加固定資本額が1億円以上であり、又は、増加常用従業員数が10人以上である場合を除く。）。

(3) 規則第3条第2号に掲げる場合 増加常用従業員数が10人以上であること。

(4) 規則第3条第3号に掲げる場合 増加常用従業員数が3人以上であること。

(5) 規則第3条第4号に掲げる場合 増加常用従業員数が5人以上であること。

(6) 規則第3条第5号に掲げる場合 増加固定資本額が1億円以上であって、増加常用従業員数が5人以上であること。

(7) 規則第3条第6号に掲げる場合 増加固定資本額が1億円以上であって、増加常用従業員数が5人以上であること。

4 助成金の交付の対象及び交付の額

(1) 交付の対象

増加固定資本額（助成金以外の県の交付する補助金等を直接又は間接にその経費の一部として投下固定資本を取得

した場合は、その取得に要した経費を除く。以下同じ。)及び増加常用従業員に係る経費

(2) 交付の額

次に掲げる額の合計額(規則第2条第2号オのコールセンター業(隠岐郡に立地するものを除く。)にあってはアに掲げる額、規則第3条第3号又は第4号に該当する場合にあってはイに掲げる額)とする。

ア 増加固定資本額(規則第3条第2号に該当する場合にあっては、増加固定資本額1,000万円以上の場合に限る。)に、別表第1の立地の区分欄に応じ同表の助成率欄に掲げる助成率に別表第2の立地の区分欄、業種欄及び要件欄に応じ同表の加算する助成率欄に掲げる助成率を加えた率を乗じて得た額(その額が7億円を超える場合は、7億円。ただし、別表第3の左欄に掲げる立地の区分に該当する場合は、同表右欄に掲げる額をそれぞれ7億円に加算した額)とする。ただし、平成26年6月30日までの間にあっては、規則第3条第4号に該当する場合にあっては別表第4の左欄に掲げる業種及び同表の中欄に掲げる増加常用従業員数に応じ同表の右欄に掲げる助成率並びに別表第5の左欄に掲げる立地の区分に応じ同表の右欄に掲げる助成率を乗じて得た額(その額が7億円を超える場合は、7億円。ただし、別表第3の左欄に掲げる立地の区分に該当する場合は、同表右欄に掲げる額をそれぞれ7億円に加算した額)とし、規則第3条第5号に該当する場合にあっては別表第4の左欄に掲げる業種及び同表の中欄に掲げる増加常用従業員数に応じ同表の右欄に掲げる助成率を乗じて得た額(その額が7億円を超える場合は、7億円。ただし、別表第3の左欄に掲げる立地の区分に該当する場合は、同表右欄に掲げる額をそれぞれ7億円に加算した額)とする。

イ 増加常用従業員数(全額出資企業の増加常用従業員数を除く。)に100万円(規則第2条第2号において増加常用従業員が契約社員である場合は、50万円)を乗じて得た額(以下「増加常用従業員数を基礎として算定した額」という。)。ただし、次に掲げる場合にあっては、当該区分に応じてそれぞれ次に定める額

(7) 増加常用従業員数を基礎として算定した額が3億円を超える場合(交付の対象となる者が(イ)に該当する場合を除く。) 3億円

(イ) 規則第2条第2号オのコールセンター業であって、隠岐郡に立地するものについて、増加常用従業員数を基礎として算定した額が3,000万円を超える場合 3,000万円

5 助成金の支払

助成金の交付決定のあった年度の当該助成金の交付限度額は2億円とし、当該助成金の額が2億円を超える場合にあっては、2億円を超える部分の助成金について交付決定のあった年度の翌年度以降に各年度2億円を限度として分割して交付するものとする。

6 助成金の返還等

知事は、助成金の交付を受けた認定企業が、条例第8条第2項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段によって助成金の交付を受けたことが明らかであること。

(2) 助成金の交付後5年以内に、業績が悪化していない状況において、事業を廃止し、休止し、又は著しく縮小したこと(企業の責に帰すべき事情によらない場合を除く。)

7 その他特記事項

平成26年6月30日までに条例第4条第3項の規定により申請された同条第1項の規定による認定に係る助成金について、この告示による廃止前の旧告示の規定によることが助成金の交付を受ける者にとって有利である場合は、この告示による廃止前の旧告示の規定によることができる。

別表第1

	立地の区分	助成率
1	県内に事業所を有しない認定企業が、新たに県内に事業所を設置する場合(償却資産のみ取得し、土地及び建物を借用する場合を含む。)	15パーセント
2	県内に事業所を有する認定企業(以下「県内企業」という。)が、公的工業団地(県、市町	15パーセント

村、独立行政法人中小企業基盤整備機構等が整備した工業団地（工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第3号イに規定するものをいう。）をいう。以下同じ。）内に新たに用地を取得（過去に条例第6条第1項に規定する認定計画に従って立地を行った際に用地を取得した場合であって、知事が特に認めた場合を含む。）して建物を新築し、又は増築することにより生産施設の面積を増加させる場合（以下「みなし新規立地」という。）	
3 県内企業が、建物を新築し、又は増築することにより生産施設の面積を増加させる場合（みなし新規立地の場合を除く。以下「県内増設」という。）	10パーセント
4 県内企業が、償却資産のみを増設する場合（以下「償却資産の増」という。）	10パーセント

備考 生産施設とは、次のア又はイに掲げる業種に応じて当該ア又はイに定める施設をいう。

ア 規則第2条第1号に掲げる業種 工場立地法第4条第1項第1号に規定する生産施設

イ 規則第2条第2号又は第3号に掲げる業種 主たる事業の用に供するための施設

別表第2

立地の区分	業種	要件	加算する助成率
1 県外新規立地又はみなし新規立地の場合	1 規則第2条第1号に掲げる業種	特に産業の高度化に資すると認められる企業	5パーセント
		地域経済への貢献が顕著であると認められる企業	2パーセント、 4パーセント又は5パーセント
		過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。以下「過疎地域」という。）に所在する企業	5パーセント
	2 規則第2条第2号に掲げる業種	特に産業の高度化に資すると認められる企業	5パーセント
		地域経済への貢献が顕著であると認められる企業	5パーセント
		過疎地域に所在する企業	5パーセント
2 県内増設又は償却資産の増の場合	1 規則第2条第1号及び第2号に掲げる業種	以下の要件を全て満たす企業 (1) 過疎地域に所在する企業 (2) 県外新規立地又はみなし新規立地の計画認定を受けた企業 (3) (2)の認定日から10年以内に県内増設又は償却資産の増により申請書を提出する企業	5パーセント

備考 複数の要件に該当する場合は、合算した助成率を加算する（最高15パーセントを加算）。

別表第3

立地の区分	上限額の加算
1 浜田市、益田市、大田市、江津市、邑智郡、鹿足郡又は隠岐郡に立地する企業のうち増加常用従業員数が30人以上のもの	3億円
2 県営工業団地に新たに立地する企業のうち増加常用従業員数が30人以上のもので、その事業内容が本県の地域振興に特に大きく寄与すると知事が認めたもの	2億円

別表第4

業種	増加常用従業員数	助成率
1 規則第2条第4号に掲げる業種	(1) 増加常用従業員数が5人以上9人以下の場合	20パーセント

	(2) 増加常用従業員数が10人以上の場合	25パーセント
2 規則第2条第5号に掲げる業種	(1) 増加常用従業員数が5人以上の場合	20パーセント
	(2) 増加常用従業員数のうち技術者又は研究者が5人以上の場合	25パーセント

別表第5

立地の区分	助成率
1 県内に事業所を有しない認定企業が、新たに県内に事業所を設置する場合（償却資産のみ取得し、土地及び建物を借用する場合を含む。）	100パーセント
2 みなし新規立地の場合	100パーセント
3 県内増設の場合（2に掲げる場合を除く。）	50パーセント
4 償却資産の増の場合	25パーセント

備考 生産施設とは、次のア又はイに掲げる業種に応じて当該ア又はイに定める施設をいう。

ア 規則第2条第4号に掲げる業種 主たる事業の用に供するための施設

イ 規則第2条第5号に掲げる業種 工場立地法第4条第1項第1号に規定する生産施設

島根県告示第232号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県ソフト産業家賃等補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県ソフト産業家賃等補助金の交付の対象等を定める告示（平成25年島根県告示第208号）は、廃止する。

平成26年4月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県ソフト産業家賃等補助金

2 交付の目的

ソフト産業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、デジタルコンテンツ業、コールセンター業、データセンター業、シェアードサービス業、その他産業支援サービス業のうち知事が特に認める事業をいう。以下同じ。）の立地（島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定による認定を受けている企業が、県内に事務所を設けて事業を営む場合をいう。以下同じ。）に伴う初期コストである家賃を軽減する措置を講ずることにより、同産業の立地を促進し、もって本県産業の高度化、新産業の創出及び雇用機会の増大を図ることを目的とする。

3 交付の対象となる者

ソフト産業に該当する企業で、次の要件を全て満たすもの

(1) 立地した企業のうち、県内において、常用従業員（雇用期間の定めのない従業員をいう。以下同じ。）を5人以上かつ常用従業員と契約社員（1年以内の期限付きで雇用される従業員（社会保険又は雇用保険に加入する者に限る。））の総数を10人以上新たに雇用する企業であること（島根県企業立地促進条例施行規則（平成4年島根県規則第43号。以下「規則」という。）第3条第3号に掲げる場合に該当するものにあつては、常用従業員を3人以上新たに雇用するものであること。）。

(2) 平成29年3月31日までに立地した企業であること。

(3) 補助事業開始日（立地した企業が、ソフト産業を開始し、(1)の要件を満たすこととなった日をいう。以下同じ。）から1月以内に補助事業開始届を知事に提出している企業であること。

4 補助金等の交付の対象となる経費、交付期間及び交付の額

(1) 交付の対象となる経費

事業所の家賃等（月額又は年額で契約された賃貸料及び賃貸借契約に明示された共益費で定額で負担するもの）

(2) 交付期間

補助事業開始日の翌月（その日が月の初日の場合は当月）（以下「補助事業開始月」という。）から5年間（規則第3条第3号に掲げる場合に該当するものについては、8年間）

(3) 交付の額

交付の対象となる経費の2分の1以内とし、補助開始月から1年ごとの交付限度額は、2,000万円（規則第3条第3号に掲げる場合に該当するものについては1,000万円）とする。ただし、大規模な雇用が見込まれるコールセンター業については、次の表に定めるところによる。

新規雇用人数	補助限度額
300人以上	4,000万円／年
600人以上	6,000万円／年
800人以上	8,000万円／年
1,000人以上	10,000万円／年

5 その他特記事項

次のいずれかに該当する場合には、補助対象としない。ただし、企業又は賃貸者が賃貸に係る建物の建築若しくは取得又は当該建物に係る土地の取得について、島根県企業立地促進助成金又は拠点工業団地立地促進補助金の交付を受けない場合（同助成金又は同補助金の対象となる場合に限る。）は、この限りでない。

- (1) 企業の役員が賃貸者である場合（賃貸者の役員である場合を含む。）
- (2) 企業が賃貸者との資本関係において、50パーセント以上出資している場合又は出資を受けている場合

島根県告示第233号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県ソフト系IT産業航空運賃補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県ソフト系IT産業航空運賃補助金の交付の対象等を定める告示（平成25年島根県告示第209号）は、廃止する。

平成26年 4 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県ソフト系IT産業航空運賃補助金

2 交付の目的

ソフト系IT産業の事業に要する航空運賃を軽減する措置を講ずることにより、同産業の立地を促進し、もって本県産業の高度化と新産業の創出及び雇用機会の増大を図る。

3 交付の対象となる者

次に掲げる要件を全て満たす企業とする。

- (1) 島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号）第4条第1項の規定による認定を受けている企業のうち、島根県企業立地促進条例施行規則（平成4年島根県規則第43号。以下「規則」という。）第3条第3号に掲げる業種の場合に該当するもの
- (2) 平成29年3月31日までに立地した企業であること。
- (3) 規則第3条第3号の基準を満たした日（以下「補助事業開始日」という。）から1月以内に補助事業開始届を提出

している企業であること。

4 補助金等の交付の対象である経費、交付期間及び交付の額

(1) 交付の対象である経費

発着陸のいずれかが島根県内の空港又は米子空港であって3の要件を満たす企業の常用従業員又は役員が利用した航空運賃

(2) 交付期間

補助事業開始日から5年間

(3) 交付の額

交付の対象である経費の2分の1以内とし、補助事業開始日から1年ごとの交付限度額は、200万円とする。

島根県告示第234号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県立地企業生産拠点化支援補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県立地企業生産拠点化支援補助金の交付の対象等を定める告示（平成25年島根県告示第210号）は、廃止する。

平成26年 4 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県立地企業生産拠点化支援補助金

2 交付の目的

県内に立地する製造業者が事業を拡大する場合又は県外にある工場等から県内の工場等に事業を集約する場合に、その経費の一部を補助することにより、本県の企業の活性化と雇用の安定を図ることを目的とする。

3 交付の対象となる者

次に掲げる要件を備えた立地企業（営利を目的として県内において製造業を営む法人をいう。以下同じ。）又は当該立地企業を含む立地企業体（企業グループ（他の企業の総株主の議決権の過半数を有する企業及び当該他の企業（以下「子会社」という。）並びにその子会社が総株主の議決権の過半数を有する企業で構成される企業群をいう。）のうち別に定める補助事業開始届を連名により提出するものをいう。以下同じ。）（以下「申請企業」という。）とする。

(1) 補助事業開始届の提出時において次の要件を備えていること。

ア 申請企業又は当該申請企業の所属する企業グループが他の都道府県内に工場を有すること。

イ 申請企業（立地企業体である場合にあっては、代表して補助金を受けようとする立地企業（以下「筆頭企業」という。））が県内において常用従業員（雇用期間の定めがなく、雇用保険に加入している従業員をいう。以下同じ。）を50名以上雇用していること。

ウ 申請企業（立地企業体である場合にあっては、筆頭企業）が県内に立地後10年を経過していること。ただし、新たな設備投資又は県外からの設備移転により申請企業の県内工場の設備簿価（所有する固定資本のうち、工場、事業場、機械装置等（土地を除く。）の帳簿価額をいう。以下同じ。）が、属する企業グループ全体の設備簿価の3分の1以上となる場合は、この限りではない。

エ 申請企業（立地企業体である場合にあっては、構成する全ての立地企業）が、この告示に係る補助金の交付を受けていないこと。

オ 平成29年3月31日までに補助事業開始届が知事に提出されていること。

(2) 増加固定資本額（補助の対象となる期間中に新たに発注し、又は契約した投下固定資本（土地、工場及び事業場（これらと併せて整備される福利厚生施設、環境施設及び用排水施設を含む。）並びに機械装置等をいい、法人税法

(昭和40年法律第34号)第64条の2に規定するリース取引を行い、かつ、売買取引に準ずる会計処理を行ったもの又は賃貸借取引に準ずる会計処理を行ったもの(認定企業(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社並びに会計監査人を設置する会社及びその子会社を除く。)が行ったものに限る。)を含む。)であって、当該期間内に取得(経費の支払が終了)したものに係る経費の総額をいう。以下同じ。)が3億円以上の計画であること。

- (3) 補助金の交付申請時における申請企業の常用従業員の数が補助事業開始届の提出時の常用従業員の数を下回らないこと。
- (4) 法令等に違反している場合その他の知事が認める場合に該当しないこと。

4 補助対象経費及び交付の額

(1) 補助対象経費

増加固定資本額(この告示に係る補助金以外の県の交付する補助金等を直接又は間接にその経費の一部として投下固定資本を取得した場合は、その取得に要した経費を除く。)とする。

(2) 交付の額

交付の額は補助対象経費の10分の1以内とし、交付限度額は5億円とする。

5 補助金の返還

知事は、補助金の交付を受けた企業が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段によって助成金の交付を受けたことが明らかであること。
- (2) 助成金の交付後5年以内に、業績が悪化していない状況において、事業を廃止し、休止し、又は著しく縮小したこと(企業の責に帰すべき事情によらない場合を除く。)

島根県告示第235号

補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号)第3条の規定により、島根県ソフト系IT産業人材確保・育成支援補助金の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

平成26年 4 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金の名称

島根県ソフト系IT産業人材確保・育成支援補助金

2 交付の目的

ソフト系IT産業の地方立地の初期段階における人材の確保及び育成に係る経費を軽減する措置を講ずることにより、同産業の立地を促進し、もって本県産業の高度化及び雇用機会の増大を図ることを目的とする。

3 交付の対象となる事業者

- (1) ソフトウェア業又はデジタルコンテンツ業のうち知事が別に定める要件を満たす企業であること。
- (2) 平成29年3月31日までに立地した企業であること。

4 交付の対象となる事業、対象経費、対象期間、交付率及び限度額

事業	対象経費	対象期間	交付率及び限度額
人材確保支援事業	島根県内で勤務する従業員の確保に要する経費(最終的に島根県内で勤務する従業員が一定期間県外勤務を行う場合を含む。) (1) 有料職業紹介に要する経費 (2) 広告に要する経費	島根県企業立地促進条例施行規則(以下「規則」という。)第5条第1項に規定する申請書が受理された日(以下この項において「補助事業	補助対象事業費の2分の1以内とし、補助事業開始日から1年ごとの交付限度額は、300万円とする。

	(3) 企業説明会等に要する経費 (4) 島根県で実施する面接会等への移動旅費 (5) その他知事が必要と認める経費	開始日」という。) から、同日から3年を経過する日又は当該申請書で計画した増加雇用従業員数を達成する日のいずれか早い日までの間とする。	
人材育成支援事業	島根県内で勤務する従業員（採用から1年以内の者に限る。）の育成に要する経費（最終的に島根県内で勤務する従業員が一定期間県外勤務を行う場合を含む。） (1) 社内研修に要する経費 講師謝金、旅費、教材作成費、会場借上費等 (2) 委託研修に要する経費 研修委託費、県外研修宿泊費等 (3) その他知事が必要と認める経費	島根県内で勤務する従業員を初めて雇用した日（以下この項において「補助事業開始日」という。）から、同日から3年を経過する日又は規則第5条第1項に規定する申請書で計画した増加雇用従業員数を達成する日のいずれか早い日までの間とする。	補助対象事業費の2分の1以内とし、補助事業開始日から1年ごとの交付限度額は、300万円（従業員1人当たりの上限額は、30万円）とする。

島根県告示第236号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、江の川工業用水道料金補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により江の川工業用水道料金補助金の交付の対象等を定める告示（平成21年島根県告示第229号）は、廃止する。

平成26年 4 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

江の川工業用水道料金補助金

2 交付の目的

江津地域拠点工業団地において企業（営利を目的として事業を営む法人をいう。）が使用する工業用水道料金を軽減する措置を講じ、江津地域拠点工業団地への立地を促進することにより、本県の産業の高度化及び雇用機会の増大を図り、もって定住の促進に寄与することを目的とする。

3 交付の開始

江の川工業用水の給水申込みに対して承認を受けた企業の数が2以上となった月から交付することができる。

4 交付の対象等

交付の対象	対象となる経費	交付の額	交付の期間
江津地域拠点工業団地に立地する企業で工業用水道を使用するもの	工業用水道料金（島根県工業用水道料金徴収条例（昭和43年島根県条例第38号。以下「条例」という。）の規定に基づき算定する料金をいう。以下同じ。）（原水（浄水処理を行わない工業用水をい	基本使用水量（規程第4条第2項の規定により承認を受けた1日当たりの使用水量をいう。以下同じ。）及び特定使用水量（規程第5条第3項の規定により承認を受けた1日当たりの使用水量をいう。以下同じ。）の	規程第11条に規定する使用開始届の受理日又は江の川工業用水道料金補助事業利用計画書の受理日のうちいずれか遅い日の属する月（以下「補助開始月」という。）から5

	う。)及び超過使用水量(島根県工業用水道事業給水規程(昭和44年島根県公営企業管理規程第3号。以下「規程」という。)第16条の規定により算定した水量をいう。)に係る料金を除く。以下同じ。)のうち支払が終了しているもの	うち400立方メートル以下の部分に対し、1立方メートル当たり20円を乗じて得た額並びに基本使用水量及び特定使用水量のうち400立方メートルを超える部分に対し、1立方メートル当たり10円を乗じて得た額	年間(全ての月で基本使用水量が5,000立方メートルを超えた場合は、交付の期間を3年間延長する。)
江津地域拠点工業団地に立地する企業で工業用水道を使用するものうち、3年間の交付期間の延長を受けたもの	工業用水道料金のうち支払が終了しているもの	基本使用水量及び特定使用水量のうち400立方メートルを超える5,000立方メートル以下の部分に対し、1立方メートル当たり5円を乗じて得た額	補助開始月から8年を経過した月から4年間。ただし、基本使用水量が5,000立方メートル以下となった場合は、その前月までとする。